

令和 6 年度高松市定額減税調整給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業を活用し、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、令和 6 年度高松市定額減税調整給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 令和 6 年度高松市定額減税調整給付金（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、高松市によって贈与される給付金という。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和 6 年 1 月 1 日時点で高松市に住所を有する者（高松市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の居住者に限る。）

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額（令和 5 年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令

和 5 年 1 2 月 3 1 日時点で国外に居住する者を除く。) の数に一を加えた
数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年度分個人住民税所得割の額

2 前項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額（令和
5 年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書
等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和 5 年分所得税額又
は令和 6 年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第 1 項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額（令
和 5 年分所得税額）及び同項第 2 号イの規定における令和 6 年度分個人住民
税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）に
よる改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律
第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該
特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、
次の各号に掲げる額の合算額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端
数がある場合には切り上げる。）とする。

（1） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が
零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第 1 項第 1 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 1 号イに掲げる額

（2） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が
零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第 1 項第 2 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 2 号イに掲げる額

2 前項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽
出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基
準日」という。）は、令和 6 年 6 月 3 日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第 1 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイ
に掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額

に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者(以下「提出者」という。)は、別に定める支給要件確認書(以下「確認書」という。)又は申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。次に掲げる書類の提出が困難な場合には、真にやむを得ない事情がある場合に限り、提示された書類を本市が確認することにより、提出したものとみなすことができる。

(1) 支給対象者の本人確認書類の写し

(2) 振込先口座の確認書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の確認書又は申請書に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第4号及び第5号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることにより、第1号から第3号のいずれかによる支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により本市に提出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) オンライン方式 提出者が確認書を本市が整備するシステムを通じて提出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口方式 提出者が確認書を本市の窓口に出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金交付方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(5) 現金書留交付方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 確認書に基づく支給は、本市が指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。この場合、第1項各号に規定する書類の提出を省略することができる。
- 4 第2項第4号及び第5号の受領方式に基づく支給を受けた場合は、本市に領収書を提出しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第3条に定める支給要件を満たすことを確認できる支給対象者のうち、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律38号）第3条の規定により登録された預貯金口座等のある者（以下「公金受取口座登録者」）に対し、別に定める調整給付金支給のお知らせ（以下「支給通知」という。）により調整給付金の支給の申込みを行う。
- 6 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別に定める調整給付金受給拒否の届出書（以下「受給拒否の届出書」という。）による受給の拒否又は別に定める調整給付金支給口座変更の届出書（以下「口座変更の届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 7 前項の受給拒否の届出書の提出をするときは、第1項第1号に規定する書類を、口座変更の届出書の提出をするときは、第1項第1号及び第2号に規定する書類を提出しなければならない。
- 8 市長は、市長が指定する日までに第6項の受給拒否の届出書の提出がないときは、支給対象者に対し、意思確認を再度行い、支給の可否を判断する。
- 9 市長は、市長が指定する日までに第7項の口座変更の届出書の提出がないときは、意思確認を再度行い、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、本給付金を支給する。
- 10 本市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別に定める様式の申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）による申し出があったときは、当該申請書等に記載された送付先に、申し出に基づく確認書を送付するものとする。

（代理による確認書の提出等・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことが

できる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、本市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 本市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月15日とする。また、申請書等の提出期限は、令和6年10月15日とする。

3 第6条第10項の申し出に基づく確認書の提出期限は、令和6年11月15日とする。

4 前3頁の規定にかかわらず、申請等期間は市長が認める場合に限り、変更することができる。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

2 市長は、前項の規定により、調整給付金の支給を決定したときは、別に定める支給決定通知書により当該支給対象者に通知し、速やかに調整給付金を支給する。

3 市長は、第1項に規定する内容の確認において、その内容に疑義が生じた場合は、当該提出者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定により、調整給付金を支給しないこととした場合は、別に定める不支給決定通知書により当該提出者に通知する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条に規定する確認書等を受理した後、確認書等の不備について確認等を務めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項等の補正が行われず、提出者の責に帰すべき事由により本給付金の支給ができなかったときは、当該指定する日の翌日において当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が指定する日までの当該不備事項の補正等が行われず、提出者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該指定する日の翌日において当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により第3条の支給対象者でなくなり、新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、高松市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 2 9 日から施行する。